

火気等を使用する器具を取り扱うイベント関係者等の皆様へ

祭礼、縁日、花火大会、展示会などの不特定多数の来場者等が集まる各種のイベントにおいては、火災が発生すると大きな被害となるおそれがあります。そこで、このような場所で火気を使用する器具等を取り扱う場合は、消火器の準備をしなければならないことが、貝塚市火災予防条例で義務化されました。各種イベントの関係者の皆様には、多くの方が安心してイベントに参加できますよう、下記のことにご注意して火災予防にご協力をお願い致します。

○多数の人が集まる催しとは？

一定の場所に人が集まることにより、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、祭礼、縁日などをいいます（町会が行う模擬店など）。したがって、個人的に集まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会のように相互に面識のある者が参加する催し）は、対象外です。

○火気などを使用する器具とは？

液体燃料、固体燃料、気体燃料で火気を使う器具（ストーブやガスコンロなど）、火気は使わないけれど電気を熱源とする器具（IH調理器具や電子レンジなど）又は、その使用に際し火災の発生のおそれのある器具をいいます。

（例）コンロ、グリドル、ストーブ、発電機など。



コンロ



グリドル



ストーブ

○準備する消火器は？

火気などを使用する器具の種別や周囲の可燃物などに適応した物であること。（エアゾール式や一般住宅向けの小型で軽量の消火器（住宅用消火器）は除く）原則は、器具を使用する露店・模擬店ごとにそれぞれ消火器が必要になります。

また、新品、中古の別は問いませんが、腐食や破損のある不適切な物でないこと。

詳しくは、消防本部予防課までお問い合わせ下さい。

TEL 072-422-9203（直通） 072-422-0119（代表）